



平成 28 年 9 月 30 日

一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 竹 中 由 紀 夫 殿

## 長時間労働削減を始めとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性を始めとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、鳥取労働局に私自身を本部長とする「鳥取労働局 働き方改革推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進、時間外労働の削減を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、労働局を挙げて取り組んでまいりました。

特に監督指導については、本年4月に、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

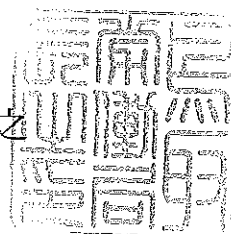
その上で、本年も、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇を始めとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏的生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。



鳥取労働局長 内田 敏之



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
効率の良い仕事をする環境がありますか？  
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら  
「過重労働解消相談ダイヤル」

なくしまじょう 長い残業  
▶ 0120-794-713  
11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



平成 26 年 11 月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11 月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

知っていますか？

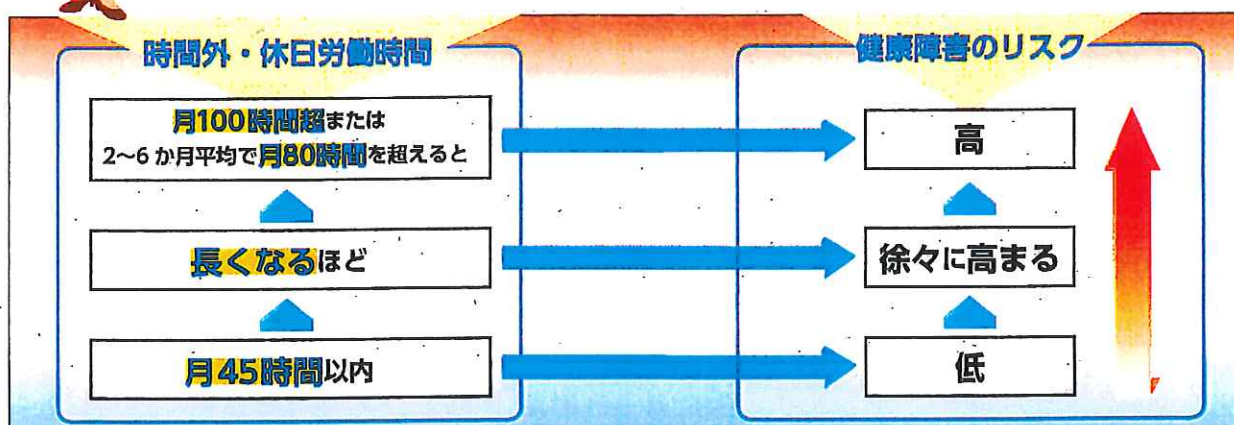


### 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

**過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。**

### 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

- ① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
  - 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準<sup>※3</sup>に適合したものとする必要があります。
  - 特別条項付き協定<sup>※4</sup>により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月 45 時間以下とするよう努めましょう。
  - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
  - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
  - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
  - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために<sup>※5</sup>

- ① 職場風土を改革しましょう。
- ② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年 4 月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年 3 月、厚生労働省）

※3 「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）

※4 随時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分以上を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

### 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

### 3 重点監督を実施します。

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
- ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 4 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：平成 28 年 11 月 6 日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い番号 **0120-794-713**

### 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610** (月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00)

労働基準関係情報メール窓口 (情報提供)

労働基準 メール窓口

検索



# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

## 過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

### ■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

#### 【開催地】

|     |      |     |      |     |     |     |     |     |
|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 青森県  | 岩手県 | 宮城県  | 秋田県 | 山形県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 |
| 埼玉県 | 千葉県  | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 山梨県 |
| 長野県 | 岐阜県  | 静岡県 | 愛知県  | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 |
| 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県  | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 愛媛県 |
| 福岡県 | 佐賀県  | 長崎県 | 熊本県  | 大分県 | 宮崎県 |     |     |     |

【専用フリーダイヤル】 0120-976-344

【専用ホームページ】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

